
学童クラブ待機児童対策における 区の実施と国への要望について

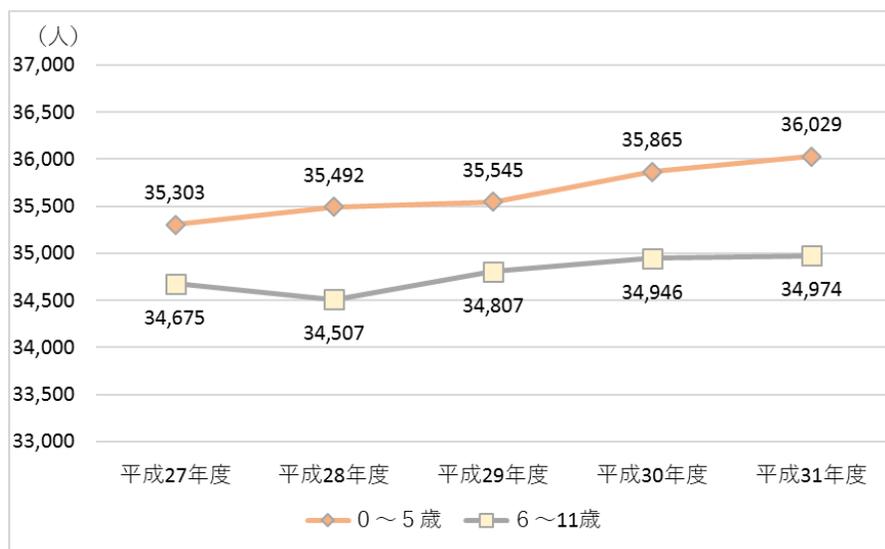
練馬区教育委員会こども家庭部

1 練馬区の学童クラブに関する概況

練馬区の児童人口

全国的に少子化が進む中、本区では児童人口が増加している。

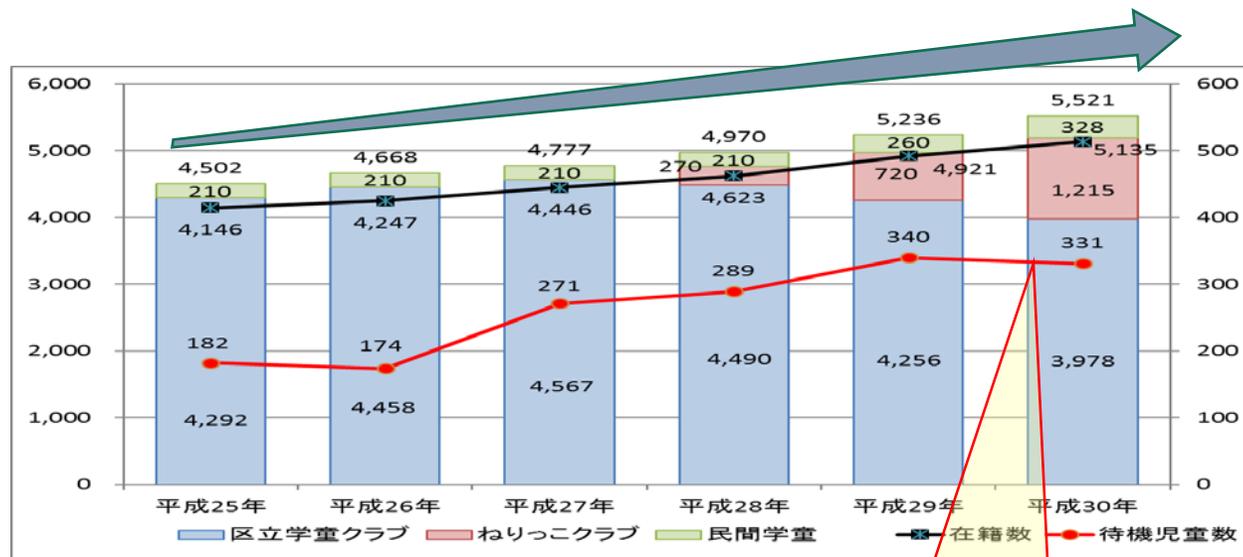
平成29年4月1日時点の人口を基準に近年の人口動向を踏まえ、コーホート変化率法により推計。



資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）、各年4月1日現在をもとにこども家庭部において推計
平成27～29年度の人口は実績値

待機児童数と定員の推移

5年間で1,019名の定員枠を拡大（1.2倍）



定員枠を拡大するも
待機児童331名

この1年間の
対策

290名の定員枠拡大

- (1) ねりっこクラブの拡大(新規5校) 160名増
- (2) 既存の区立学童クラブの受入上限増 62名増
- (3) 民間学童保育施設の拡大(新規4施設) 68名増

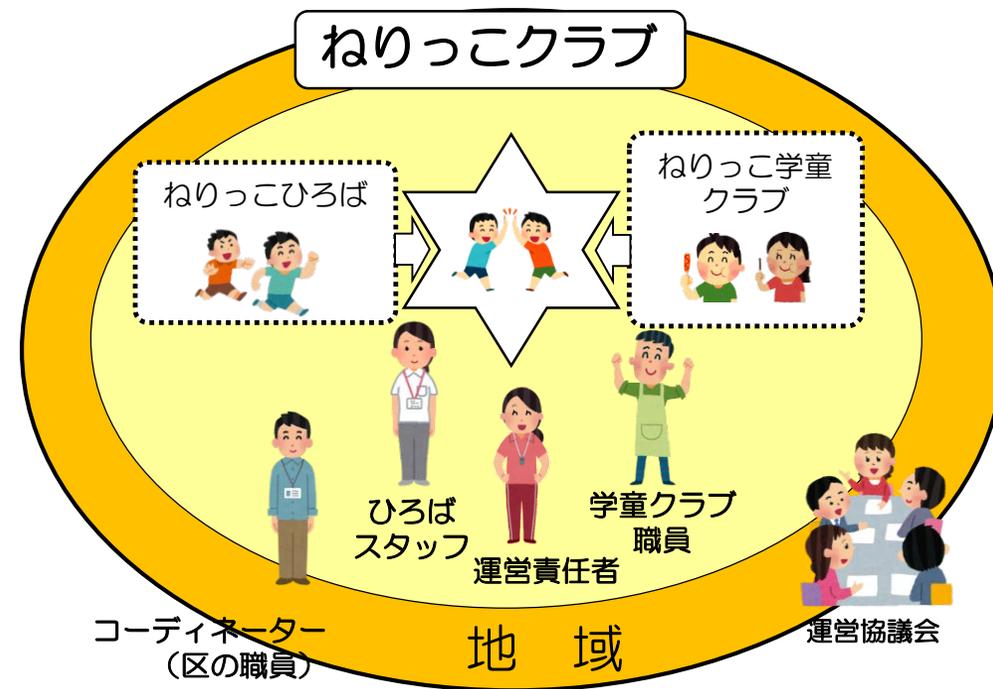
2 練馬区における学童クラブ待機児童対策の取組(車の両輪)

～「みどりの風吹くまちビジョン」～

ねりっこクラブ（放課後児童クラブ・放課後子ども教室一体型事業）の推進

【練馬区】・放課後児童クラブ ⇒「学童クラブ」
・放課後こども教室 ⇒「ひろば事業」

- 「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能・特色をそのままに小学校内で一体的に事業の運営を行う練馬型全児童対策事業。平成28年度、3小学校から開始し、平成30年度は13小学校内で実施。将来的には**全小学校(65校)に整備を目指す**。
- 小学校の**空き教室を「学童クラブのセカンドスペース」として使用**することにより**定員を大幅増**。



民間学童保育施設の誘致・拡大

- 待機児童が多い地域等に区の求めに応じて放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者には**補助金支給**。平成16年度から開始し平成30年度は10施設で民間学童保育を実施。
- 待機児童の受け皿**や利便性の高い駅前開設や区立学童では対応できない長時間預かり、中抜けなど多様な区民ニーズに応えるため、**新規に参入する民間事業者を誘致**する。

3 学校施設の活用促進への現状と対応

【背景】

- 近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。
- 学童クラブの待機児童の解消と放課後における児童の安全確保のため、小学校内で「学童クラブとひろば事業の一体型事業」の整備を促進。(放課後子ども総合プラン)



- **練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」を全小学校(65校)へ整備**
- **前提として、小学校内に学童クラブの整備を推進**

* 一方で、学校のカリキュラムの増などにより、普通教室の他、特別支援教室や少人数指導対応教室等も必要。

【対応】

- 学校施設に余裕がない中、郷土資料室、教育相談室、算数ルームなど日々の教育活動に影響の少ない諸室への整備や、校庭等への設置も含め学童クラブを確保している。

【要望1】学校施設活用のための法令の柔軟な運用

課題

- 1 学童クラブは、児童福祉法に基づく事業であり、使用施設はその目的・対象者からみて「保育所」「児童館」に近い位置付けとなるため、用途上、児童福祉施設(児童厚生施設)等と判断されている。
- 2 校舎内への整備のためには、学童クラブ室部分について、煩雑な用途変更等手続きと時間が必要

要望

○ 校舎内への整備における建築基準法等の制約の緩和措置

学童クラブを校舎内に整備する場合、在籍児童は原則として当該学校の児童であることから、用途変更手続き等をせずに、学童クラブの施設整備ができるよう「学校」に準じた取り扱いとしてほしい。

【要望2】「放課後児童支援員」確保に向けた取組

課題

【現状】

運営事業者(区立学童クラブ・民間学童保育)から、常勤の「放課後児童支援員」の確保に苦慮しているとの声が聞かれ、受託運営への意欲がありながら、断念するケースが増えている。

- 1 勤務時間が長い(延長保育の実施や土曜・三季休業中の一日保育など)にも関わらず、放課後の勤務という印象が持たれやすいためか、「職業」として目指す学生が限られている。
- 2 放課後児童支援員の資格取得にかかる現行制度では、大学・専門学校在学中に資格が取得できないため、事業者は資格取得済の新卒採用ができない。

要望

○ 大学・専門学校などにおける教員や保育士の養成課程カリキュラムにおいて、放課後児童支援員研修の科目も選択科目として受講できるようにし、卒業時には有資格者として就職できるような仕組みが必要

○ 今後さらに必要とされる専門職として認知されるよう周知の取り組みが必要

【要望3】学童クラブ整備のための円滑な補助金交付について

課題

- 1 子ども・子育て支援整備交付金(国)などの補助金を活用した学童クラブ整備は、補助金交付の内示日以降の工事契約でないと補助対象として認められない。
- 2 学童クラブ整備工事は、学校等との様々な調整(学校行事等)を経てはじめて実施できるものである。学校の行事スケジュールや工期を勘案すると、内示日以前の工事契約が避けられない状況も生じうる。このような場合、その他の補助要件に該当していても補助金を受けられないことになる。

要望

○ 申請時期の見直しや決定要件の緩和

学童クラブを新設する際の施設整備費補助金について、施設整備にかかる国庫補助等については、補助の内示前に工事契約を締結できるなど、補助金を柔軟に活用できるよう制度を検討してほしい。

【参考】 その他の対策〔児童館等の活用〕

○児童館17館（直営13館、指定管理4館）、地区区民館22館を放課後や夏休み等学校休業日の安全な居場所として活用。

1 これまで学童クラブで使用していた、入退館時にICカードを端末にかざすと保護者へメールが届く「**ねりまキッズ安心メール**」を全児童館等へ平成30年度から導入。

【利用人数】703名（学童クラブおよびひろば除く）

2 放課後、児童は自宅に直接帰宅しなければならないが、ランドセルを持ったまま直接児童館に来館し、児童指導の見守りのもと閉館まで過ごすことができる「**ランドセル来館事業**」を実施。

【対象】区立学童クラブを待機となった小学1年生～小学3年生。

【定員】対象児童であれば誰でも登録可能。

【登録人数】132名

3 学校給食がない平日や夏休み等の長期休業中にお弁当を持って児童館等に来館し、児童指導職の見守りのもと閉館まで過ごすとともに昼食を食べることができる「**昼食場所の提供事業**」を実施。

【対象】区立学童クラブを待機となった小学1年生～小学3年生。

【定員】対象児童であれば誰でも登録可能。

【登録人数】131名

